

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

魚沼市長 内田 幹 夫

市町村名 (市町村コード)	魚沼市 (15225)
地域名 (地域内農業集落名)	全域 (小出島他137農家組合)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者が減少(販売農家▲100/年)する中で規模拡大が遅れており、条件不利地を中心に農地の荒廃が進展。
・農業者の年齢構成から今後リタイアする者が従来以上に増加し、山間地域を中心に耕作放棄地が急速に拡大することが懸念される。
・このため経営体を中心に多様な担い手も含めて地域の農地を集積・集約することで、農地の荒廃を最大限に抑制していく必要があり、行政や関係団体の支援と合わせて、地域における担い手の認知と、地主・非農家等も含めた支援体制の確立等について合意形成を進めていくことが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米については食味・品質の確保を最優先に、高付加価値化などブランド米産地としてのさらなる評価獲得を推進。
・全国有数の評価を得ているユリについては、法人化等経営体質強化を進め、さらなる産地強化を図る。
・多雪地で冬季の露地栽培ができないことから、春から秋の間で、なす、スイカ、カリフラワー等の露地栽培を進めるとともに、山菜の株養成を拡大し、冬季間の促成出荷拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,188 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,617 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域の多様な農業者、住民代表等が参画した「利用調整の仕組みづくり」を進める。 ・担い手の経営目標となるよう、市独自の経営モデルを策定する。 ・これらの取組を実効性のあるものとするため、引き続き、地主や非農家等による地域での共同活動を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営体への集積・集約を基本とし、多様な担い手も地域の担い手となって農地が継続的に耕作されるよう、農地中間管理機構を通じた貸借が大宗となるよう啓発等を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手への集積・集約を図る上で、重要な要素となることから、希望地域においては可能な限り実施できるよう、地域の合意形成段階から実施計画、整備後の営農体制検討等も含めて支援していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・兼業、定年帰農等による農業者を確保し、自営農業の維持・継続とともに、高齢化によりリタイアする農家の農地を一定程度受託することで農地の維持を図るため、これらの者の対する営農開始・継続等に必要な支援を強化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ドローン防除や畦畔の草刈り、水管理等について、担い手の経営効率化や負担軽減の観点から必要な地域については、地域の合意形成を踏まえ、非農家を含めてサービス事業体等の設立を推進する。 ・JA等関係機関とも連携し、サービス内容の拡大、特定地域づくり事業協同組合の設立・検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害多発地域における電気柵設置を進めるとともに、実施隊、猟友会と連携し獣種ごとに適切な淘汰圧をかけていく。また、サルについてはテレメタリー調査による対策強化を進める。
 ③水稻の管理作業のうち、ドローンによる農薬散布は一定程度導入が進んだことから、今後はそれ以外の機械・設備等(自動草刈機、水管理システム等)も導入が進むよう取り組んでいく。
 ⑨UIJターンによる新規就農者確保について、先輩就農者と連携した就農支援を進める。